

精神障害者の就職件数、10年で10倍

2011年度にハローワークで紹介され就職した精神障害者は1万8,845人で、この10年程度で10倍に増えた。障害者全体の就職件数に占める割合は約32%で、2006年度に比べて倍増している。

一方、厚労省の患者調査（2008年）によると、精神障害者の数は約323万人。そのうち在宅生活を送る18～65歳未満の人は約181万人に上る。精神障害者保健福祉手帳の交付数（2010年）は約59万人だ。

障害者制度改革に関する閣議決定（2010年6月29日）は「障害者雇用促進制度における『障害者』の範囲について、就労の困難さに視点を置いて見直すことについて検討し、2012年度内をめどに結論を得る」とした。

研究会はこれを受けて2011年11月に発足。報告書は障害者雇用促進制度（職業リハビリテーションなど）における障害者の範囲について「障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者なども対象に含まれていることから、本来対象とすべき者が

障害者とされている」とした。

また、「就労の困難さを判断するための一律の基準を作るのは困難」としつつ、「現行法においては、医学的判断に加え、『長期にわたる職業生活上の相当の制限』を個別に判断しており、就労の困難さに視点を置いたものになっている」と評価した。

このほか、①重度障害者を1人雇うと2人分が算定される現行の雇用率制度、②障害者雇用のため特別に配慮した特例子会社制度については、それぞれ「重度障害者は半人前か」、「障害者を企業から隠してしまいかねない」とする見方もあるが、報告書はいずれも「継続が必要」とした。

報告書を受け、厚労省の担当者は「障害者雇用については政府が財政支出する欧州型、差別禁止をうたうアメリカ型があるが、日本はその中間にあたる。日本流で取り組んだ結果、この10年間で企業の姿勢は明らかに変わってきた」と話した。

（福祉新聞・2585号 2012年7月30日）